

平成20年 3月28日
(2008年)

業者各位

和歌山市水道局経営管理部経理課

平成20年度入札・契約制度の改正について（通知）

公共工事は市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠と考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除の徹底」、「工事の適正な施工の確保」、「技術と経営に優れた企業づくり」を基本理念に、入札・契約制度の改善に向け、平成20年度から次のとおり制度改正いたします。

なお、改正制度の実施は、4を除き本年6月を目途といたします。

1 制限付き一般競争入札実施の拡大について

平成19年度より制限付き一般競争入札は予定価格がおおむね2,500万円以上の建設工事等（建設工事及び建設コンサルタント業務（建設工事に係る調査、測量、設計、管理等をいう。）をいう。以下同じ。）について実施しておりますが、より高い透明性と公正性を目指し、競争入札に付する建設工事等は原則として全件、現行と同様の「事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）」といたします。

2 見積用設計図書購入制度の廃止について

現行の一般競争入札において運用してきた[見積用設計図書]の写しの購入制度は廃止します。同様に、指名競争入札において運用してきた[見積用設計図書]のコピーのための貸し出し制度も原則、廃止します。

ただし、水道局においては従来どおり購入制度を続けるものと、ホームページへ掲載するものがあるため注意が必要となります。

水道局ホームページへの[見積用設計図書]の掲載は、準備が整ったものから行うこととし、年度内の完全実施を目指します。

3 最低制限価格の見直しについて

予定価格が1,000万円未満の建設工事について、現行の制度では最低制限価格は予定価格の75%と定め運用しておりますが、新制度での最低制限価格は、適正な施工の確保を勘案し、低入札価格調査制度による調査基準価格の設定方法に従い、上限は予定価格の85%、下限は予定価格の75%の範囲内で設定することとします。

ただし、配水管工事については、予定価格に係わらず全件、調査基準価格と最低制限価格を設定し、低入札価格調査を行います。

この内、予定価格1,000万円未満の工事については、簡易型の低入札価格調査を行うこととします。

4 優良建設工事技術者表彰の新設について

これまでは、和歌山市水道局が発注した建設工事において、誠意を持って適正に施工し、他の模範となる成績を収めた請負業者に対して表彰を行ってきましたが、平成20年度4月からは、これに加え優れた企業づくりの促進を図るため、表彰される工事を担当した技術者にも優良建設工事技術者として表彰する制度を新設します。